

市・都民税、所得税の

申告準備はお早めに

2月から市・都民税、所得税の申告受け付けが始まります。

期間・会場などは、「広報あきしま」2月1日号でお知らせします。

税理士による確定申告相談

(無料)

所得税・事業税などの申告(譲渡・贈与・相続関係を除く)、所得税申告書の書き方について相談できます。会場で作成した申告書は当日提出できますので、作成に必要な書類をお持ちください。ただし、申告書を提出するだけの場合は受け付けできませんので、直接、立川税務署へ提出してください。また、車の来場はご遠慮ください。

◇期日 2月1日(木)～7日

(水)の平日

◇時間

*午前9時15分～午後0時30分

(受け付けは午前11時まで)

*午後1時30分～4時(受け付けは午後3時30分まで)

※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 市役所1階市民ホール

◇対象

*年金受給者で、公的年金等の収入金額が40万円を超える方、公的年金の雑所得以外の所得金額が20万円を超える方

*給与所得者で、年末調整をしていない方 など

※高額所得者や相談内容が複雑な方は、各自で税理士に相談(有料)をするか、税務署の作成会場をご利用ください。

◇持ち物 源泉徴収票、印鑑、マイナンバーカード(通知カードと運転免許証など本人確認できる書類でも可)、国民年金保険料・寄附金などの支払いを証明する書類、生命保険料控除証明書など

※還付申告の場合は、還付金の振り込み先の口座が分かるものもお持ちください。

申告書の作成・提出会場

所得税(復興特別所得税)・贈与税・個人消費税の申告書の作成・提出会場を設置します。公共交通機関でご来場ください。

◇宛先 〒190-8565 立川地方合同庁舎立川税務署

◇期日 2月13日(火)～3月15日(木)の平日、及び、2月18日(日)・25日(日)

◇時間 午前9時～午後5時(受け付けは午前8時30分から)

※混雑時には、早めに受け付けを締め切ることがあります。

◇場所 立川地方合同庁舎(立川市)

◇持ち物 確定申告に必要な書類、印鑑、マイナンバーカード(通知カードと運転免許証など本人確認できる書類でも可)

所得税の還付について

給与所得などのある方で、平成29年中に次のような理由で源泉徴収額が過納となつている場合は、源泉徴収された所得税が還付されることがあります。

- * 住宅ローンなどを借り入れて住宅を取得した
- * 多額の医療費を支払った
- * 寄附金・義援金を支払った
- * 年の途中で退職した
- * 29年分の所得が公的年金等に係る雑所得のみで、源泉徴収されている など

郵送での提出はこちらへ

◇宛先 〒190-8565 立川地方合同庁舎立川税務署

※申告書の「控」が必要な方は、宛先を記入し切手を貼った返信用封筒を同封してください。

申告書の作成に活用を

国税庁のホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って入力す

税制改正のお知らせ

給与所得控除額の見直し

給与所得の金額は、給与収入額から給与所得控除額を差し引いて算出します。この給与所得控除額が平成30年度(29年分所得税)から見直されます。

給与収入額が1000万円を超える場合、給与所得控除額は、一律220万円となります。

医療費控除には明細書の添付を

医療費控除を受ける場合、医療費の領収書の添付または提示が必要でしたが、30年度からは、これに代わり、医療費の内訳を記載した医療費控除明細書を添付してください。

ただし、32年度(31年分)までは、これまでどおり、領収書の添付または提示でも医療費控

ると、自動計算により、申告書などを作成できます。

印刷した申告書はそのまま税務署に提出できますので、ぜひご利用ください。

☆詳しくは、立川税務署 ☎042-523-1181へ。

除を受けられません。

セルフメディケーション税制の創設

健康増進や病気予防のため、一定の取り組みを行っている方を対象とした税制です。

1万2000円を超えるス イッチOTC医薬品(医師が処方していた医薬品を市販薬にしたもの)を購入した場合、所得控除を受けられます(上限10万円)。

購入した市販薬の領収書に基づき金額や名称などを記載した明細書と、一定の取り組みを行ったことが分かる書類(予防接種の領収書、職場での健康診断の結果通知など)を添付してください。

なお、医療費控除と併用することはできません。☆詳しくは、市民税係へ。